

## 静岡県肝疾患かかりつけ医の登録に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、「静岡県肝炎対策推進計画」（平成24年3月策定）に基づき、肝疾患の地域診療連携に協力する医療機関を肝疾患かかりつけ医として登録し、広く県民へ周知することによって、肝炎ウイルス検査陽性者や患者等が、身近な医療機関で安心して適切な検査や治療を受けることができる医療体制を確保することを目的とする。

### 第2 静岡県肝疾患かかりつけ医の役割

静岡県肝疾患かかりつけ医は県内の肝疾患に関する診療ネットワークの中で最も身近な役割を果たすため、次のことを行う。

- (1) 肝疾患患者に対する一般的な医療情報を提供
- (2) 肝炎の初期診断
- (3) インターフェロン等の抗ウイルス療法や肝庇護療法等の肝炎治療の実施
- (4) 静岡県肝疾患診療連携拠点病院又は各地域肝疾患診療連携拠点病院との連携

### 第3 申請

静岡県肝疾患かかりつけ医に登録しようとする医療機関は、知事にあて、様式1により登録申請を行うものとする。

### 第4 指定

第3の申請があったときは、知事は、第4の登録条件に基づき、静岡県肝疾患かかりつけ医として登録し、様式第2号により登録を通知する。

### 第5 登録条件

静岡県肝疾患かかりつけ医は、次の要件を満たす医療機関の中から登録するものとする。

- (1) 肝炎の初期診断に必要な検査を実施できること（血液検査）
- (2) インターフェロン等の抗ウイルス療法や肝庇護療法等の肝炎治療を実施できること（専門治療を行う医療機関との連携による治療を含む）
- (3) 肝臓病手帳の活用に協力できること
- (4) 地域肝疾患診療連携拠点病院と連携し、地域連携クリティカルパスの活用に協力できること
- (5) 静岡県肝疾患診療連携拠点病院等が実施する肝疾患に関する研修会を受講できること

### 第6 辞退

静岡県肝疾患かかりつけ医はその登録を辞退するときは、様式第3号により、知事に申し出るものとする。

### 第7 その他

この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、静岡県肝疾患かかりつけ医に登録したものは、この要綱の相当規定により登録されたものとみなす。